

大津市特定給食施設等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等を的確に把握し、法、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）及び大津市健康増進法施行細則（平成21年規則第42号。以下「細則」という。）に基づき施設設置者及び給食関係者等に対し適切な指導を行うことにより、喫食者の栄養管理に努め、市民の栄養状態の改善、健康増進の維持向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

(指導対象)

第2条 指導対象は、次のとおりとする。

(1) 指導対象施設

指導対象施設は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設（法第20条及び省令第5条に規定する施設。以下「特定給食施設」という。）及び1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設であって特定給食施設を除くもの（以下「多数給食施設」という。）とする。

(2) 指導対象者

指導対象者は、特定給食施設及び多数給食施設の設置者並びに施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士及び調理師等給食担当者とする。

(指導対象施設の把握)

第3条 保健所長は、多数給食施設の設置者に当該施設における給食の開始、変更、休止及び廃止の状況について次の届出書を求めることができる。

(1) 多数給食施設設置届出書（様式第1号）

(2) 多数給食施設届出事項変更届出書（様式第2号）

(3) 多数給食施設事業休止（廃止）届出書（様式第3号）

2 保健所長は、特定給食施設及び多数給食施設の栄養管理状況について、毎年6月1日現在の給食運営状況を同月末日までに栄養管理報告書（様式第4号から様式第4号の6までのうち該当するもの）により報告を求めることができる。

(給食施設の指定通知等)

第4条 細則第4条第2項に規定する台帳は、様式第5号によるものとする。

- 2 保健所長は、細則第4条により指定した特定給食施設の指定を取り消すときは、指定特定給食施設指定取消書（様式第6号）によりするものとする。

（帳簿の整備）

第5条 特定給食施設の設置者は、給与栄養目標量表、食品構成表、献立表、栄養出納表、食料品消費日計表、給食日誌その他給食に関する諸帳簿を整備し、備え付けるものとする。

（栄養指導員の指導）

第6条 栄養指導員は、特定給食施設又は多数給食施設に対し指導を行ったときは、特定（多数）給食施設栄養指導票（様式第7号）を当該施設の設置者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。